

宮城学院女子大学附属発達科学研究所規程

(目的)

第1条 宮城学院女子大学（以下「本学」という。）は、子どもの発達と教育および福祉に関する学術的研究を推進し、21世紀の子どもたちの幸福の実現に寄与することを目的として、宮城学院女子大学附属発達科学研究所（以下「本研究所」という。）を設置する。

(研究所員)

第2条 本研究所に次の研究所員を置く。

- 一 所長 1名
 - 二 主任 1名
 - 三 研究員
 - 四 (削除)
 - 五 客員研究員
- 2 前項において、所長および主任は本学専任教員、特任教員、および特命教員とし、研究員は、本学専任教員、客員教員、特任教員、特命教員、および附属認定こども園保育教諭とする。

(研究所員の委嘱)

第3条 所長は、第4条に定める研究所会議の推薦する教員について、教授会の承認を経て学長が委嘱する。

- 2 主任は、研究員の互選によって選出された教員について所長が委嘱する。
- 3 研究員は、別に定める申請を行った教員について所長が委嘱する。
- 4 (削除)
- 5 客員研究員は、研究員の推薦する者について、年度ごとに研究所会議に諮り、教授会の承認を経て所長が委嘱する。

(研究所の運営)

第4条 本研究所は、所長を委員長とし、主任および研究員を成員とする「研究所会議」が運営する。

(任務)

第5条 所長および主任は次の任務を担う。

- 一 所長は研究所の企画・運営を行う。
- 二 主任は所長を補佐し、研究所の運営にかかわる庶務及び会計を担当する。

(役員の任期)

第6条 所長および主任の任期は2年とする。ただし、重任は妨げない。

(研究所員の募集)

第7条 所長は、新たに研究員となる者について毎年度当初に募集を行う。

(研究所の事業)

第8条 本研究所は、設置の目的を達成するために、次の事業を行う。

- 一 共同研究
- 二 研究会
- 三 研究所紀要「発達科学研究」の発行
- 四 公開講演会
- 五 その他の研究活動

(研究所紀要)

第9条 「発達科学研究」の発行については別に定める。

(庶務・会計)

第10条 本研究所の運営に係る庶務および会計は、主任がこれを担当する。

- 2 本研究所の会計報告は、研究所会議の承認を経て教授会に報告されるものとする。

(運営事務担当副手)

第11条 本研究所は研究所の運営事務を担当する副手を置く。

(改廃)

第12条 本規程の改廃は、研究所会議及び教授会の議を経て、学長の承認を得るものとする。

附 則

- 1 本規程は、2000年4月1日より施行する。
- 2 本規程の施行に伴い、「宮城学院女子大学および宮城学院女子短期大学附属幼児教育研究所規程」を廃止する。
- 3 本規程は、2002年4月5日より改正施行する。
- 4 本規程は、2015年4月1日より改正施行する。
- 5 本規程は、2017年4月1日より改正施行する。
- 6 この規程は、2018年6月13日から改正施行する。
- 7 この規程は、2022年4月1日から改正施行する。

「宮城学院女子大学 発達科学研究」投稿規程

1. 投稿資格 本研究所の研究員・客員研究員とする。
なお、共著者および編集委員会の依頼によるものはこの限りではない。
2. 掲載内容 ①論文、研究ノート、②研究会活動報告 ③書評などを掲載してその他、編集委員会において必要と認めたものを掲載する。
3. 本誌に掲載される記事種別、および原稿量は下記のとおりとする。ただし、編集委員会が特に依頼した特集等についてはこの限りではない。
 - (1)論文 発達科学に関する独創的な研究に基づく論文とし、原則として、20,000文字(400字詰原稿用紙50枚)以内とする。
 - (2)研究ノート 発達科学に関する独創的な研究に基づく研究論文と並行するもので、特に以下のような特徴をもつ論述とし、原則として16,000文字(400字詰原稿用紙40枚)以内とする。
 - ①研究動向・事実状況等を展望し研究上の提言を行ったもの
 - ②資料の紹介に重点をおきつつ、考察を加えたもの
 - ③その他の萌芽的研究を記したもの
 - (3)書評 原則として4,000文字(400字詰原稿用紙10枚)以内とする。
 - (4)研究会活動報告 発達科学に関係する資料とし、原則として12,000文字(400字詰原稿用紙30枚)以内とする。
4. 本誌は、年1回発行する。投稿された原稿は、編集委員会の査読を経るものとする。
5. 投稿にあたっては、原稿を別の「執筆規程」に基づいて作成し、原本ならびに電子ファイルを1部提出する。
6. 校正は、次のとおりとする。
 - (1)校正は、2回までとする。
 - (2)校正は、著者に依頼するが、脱落、誤植などの校正にとどめ、原文の訂正、大幅な削除、図版の修正はみとめない。
7. 著作権および電子化
 - (1)著者は、自らの有する著作権のうち複写権および公衆送信権の行使を投稿段階において本研究所に許諾したものとする。本研究所は著者行使を許諾された複写権および公衆送信権により、その著作物を電子化または複製の形態などにより公開することができる。
 - (2)著者は自らの著作を他に転載することができる。ただし、その場合には事前に本研究所に申し出るものとする。

(2000.11.1. 施行、2021.4.21. 改正施行)

宮城学院女子大学「発達科学研究」執筆規程

1. 論文及び研究ノートの執筆について
 - (1)1項目に①表題(英文表題)②著者名(ローマ字著者名)③所属機関を記入し、続いて④抄録(和文約400字または英約160字)⑤キーワード(10個以内、和英いずれも可)を記入する。
 - (2)(1)に続いて、本文をB5版の用紙に44字×40行(2段組)で印字する。
 - (3)文字数計算に当たっては、本文の他、注記、表、図版等の該当スペース含むものとする。
 - (4)注記は論文の末尾に一括して掲げる。出典、参照資料、典拠箇所のページ数、資料番号等を明示する。
2. 図表を提出原稿そのまま使用する場合
 - (1)割付位置に挿入位置を指定する。
 - (2)出来るだけ鮮明に描かれたものを提出する。
3. 写真は、モノクロ、カラー問わない。
4. 図表は1枚ごと別紙とする。表の上に表番号、タイトル、表の下に説明を記載する。また、図の下に図番号、タイトル、説明をする。
5. 文献記載の方法について
前号までに発行された「発達科学研究」の関連領域の論文を参考にして下さい。

宮城学院女子大学
発達科学研究<第23号>

2023年3月31日 発行

編集者 代表 松本 晴子
発行所 宮城学院女子大学附属発達科学研究所
〒981-8557
仙台市青葉区桜ヶ丘9丁目1-1
TEL 022-277-6210
印刷所 宮城学院生活協同組合
〒981-8557
仙台市青葉区桜ヶ丘9丁目1-1
TEL 022-278-1613
